第１号様式（第５条関係）

流山市中小企業者等物価高騰対策エネルギー料金支援金申請書兼請求書

年　　月　　日

（宛先）流山市長

所　在　地

申請（請求）者　名　　称

代表者氏名

（担当者氏名：　　連絡先：　　）

流山市中小企業者等物価高騰対策エネルギー料金支援金の交付を受けたいので、流山市中小企業者等物価高騰対策エネルギー料金支援金交付規則第５条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請及び請求します。

<table>
<tr><td colspan="2">①対象月のエネルギー料金の金額</td><td colspan="4">①　　円（税込）※複数事務所の場合は合算した額</td></tr>
<tr><td colspan="2">②申請（請求）額</td><td colspan="4">②　　円　※②＝（①を千円未満切り捨てた額）×２
（40,000～200,000 円の金額とすること。）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">申請するエネルギー料金</td><td>対象事務所等</td><td colspan="2">単独事務所等の場合</td><td colspan="2">複数事務所等の場合</td></tr>
<tr><td>事務所等の所在地</td><td colspan="2">流山市</td><td colspan="2" rowspan="3">□　第２号様式「算定エネルギー料金内訳書」のとおり
（□に✓した上で、第２号様式を添付してください。）</td></tr>
<tr><td>対象エネルギー</td><td colspan="2">□ 電気料金　　□ ガス料金
（いずれか１つに✓）</td></tr>
<tr><td>対象月</td><td colspan="2">（　　）月分
（令和８年１月分～１２月分の任意の月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業　種　・　主　な　事　業　内　容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">振　込　先</td><td>金　融　機　関　名</td><td></td><td>支　店　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>口　座　の　種　類</td><td>□ 普通　　□ 当座</td><td>口 座 番 号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>フ　リ　ガ　ナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>口　座　名　義</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">確認事項
（いずれかに✓）</td><td colspan="5">□　支援金の交付決定に当たり、市税の納付状況について市長が公簿等で確認することについて同意します。</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　別添のとおり、市税に滞納がないことを確認できる書類を提出します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">誓約事項
（すべてに✓）</td><td colspan="5">□　代表者（法人の場合はその役員を含む。）は、流山市暴力団排除条例（平成２４年流山市条例第２５号）第２条第３号の暴力団員等又は同条例第９条第１項の暴力団密接関係者ではありません。</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　申請に係る電気料金又はガス料金は、現にその事業の用に供しています。</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　申請者は、流山市中小企業者等物価高騰対策エネルギー料金支援金交付規則第３条に規定する支援対象者の要件を全て満たし、支援金の交付を受けた後も市内において事業の継続の意思がある中小企業者等です。</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された流山市中小企業者等物価高騰対策エネルギー料金支援金交付規則の全部又は一部を返還することに同意します。</td></tr>
</table>

添付資料　１．電気料金又はガス料金の領収書等（必ず①と金額が合致していること）

２．市内に事務所等を有する中小企業者等であることがわかる書類

例）法人の場合：登記簿謄本(写）等、個人事業主の場合：確定申告書(写)等

３．市内に事務所等を有した日がわかる書類（※２で確認できる場合は兼ねることが可能）

例）事務所の賃貸借契約書の写し、開業届出等

４．算定対象エネルギー料金内訳書（複数事務所等の場合のみ）